

2022 年度 2 月定例会 総括質問

2023 年 3 月 3 日

松谷 清議員

1. 4 次総合計画と今後の財政の見通しについて

田辺市長の最後の施政方針は大変熱のこもったものでした。あの自信と将来展望を持っているのであれば今からでも遅くないので是非とも出馬していただきたいと思ったのは私だけでないはずですが。一方、退任前の発言はレガシづくり、未練とも受け取られ難しさがあります。施政方針には「国際感覚と大局観を備えた職員の育成」が示されています。

《1 回目》

3 次総の後半 3 年間は新型コロナウイルスと人類・グローバル経済との衝突、そしてこの 1 年間はロシアのウクライナ侵略後の世界経済・社会の急激な変化の真ただ中にあり、まさに国際感覚と大局観が求められています。

1, この施政方針を踏まえ、人材育成の観点から 4 次総の策定にどう取り組んだのか。

＜市長答弁＞

私は市長就任以来、「まちづくりは人づくり」との感を年ごとに深め、その下支えをする職員を育成することの重要性を強く意識してきた。

・特にSDGsの推進を旗印に掲げる本市が、国際社会への責任を果たしつつ、市政を着実に運営していくためには、「国際感覚」と「大局観」を備えた職員を育てることが必要。

・4次総の策定は、そのような人材を育成するのに、またとない機会であった。策定に携わる職員には、「国際感覚」と「大局観」を常に意識して取り組むことを強く求めた。

・具体的な事例として、2つ紹介する。

・ひとつは、「国際感覚」について。4次総では、SDGsの取組を加速させる4つの横断的視点を掲げた。この横断的視点を設定するに当たり重要だったのが、ローカルとグローバルの視点、すなわち「国際感覚」。私は職員に対し、本市や市民の利益の追及はもとより、世界貢献まで見据えた政策立案を求めた。結果、総合計画の各分野において、SDGsを組み込んだ事業構築が図られるとともに、個別分野の計画においてもSDGsの理念が盛り込まれ、国際社会の一員としての責任を果たすという意識が浸透したと実感している。

・もうひとつは、「大局観」について。4次総の策定に当たり、子ども・子育て政策のさらなる充実を図るため、プロジェクトチームの立ち上げを指示するとともに、先進都市の最新事例を探らせ、従来の子育て施策の延長ではない、新しい発想に基づいた施策の検討を指示した。チームは、先進事例を参考としつつも、本市における市民ニーズや、これまでの取組と課題を踏まえ、将来まで見据えた上で本市の子育て環境はどうあるべきか、いわば「大局観」の下で検討に検討を重ねてきた。その結果、本市独自の子育て支援策である「しずおかハグくむ子育てプロジェクト」を立ち上げるに至った。

・4次総策定の経験を通じて成長を遂げた職員は、本市の目指す「世界に輝く静岡」を具現化していくための原動力として活躍するものと期待している。

《2 回目》

昨日の山本議員の職員の人作り質問に「縦軸に中長期的な歴史観に支えられる大局観、横軸に国際感覚

の視点を備えた 2030 年からバックキャストでどうあるべきか考える職員」。

静岡市は昨年 9 月に 1974 年の七夕豪雨に匹敵する台風 15 号を経験しました。国際感覚と大局観に立てば 4 次総、2023 年～30 年の 8 年間に於いて気候危機に基づく台風 15 号並みの災害は確実に想定されま

す。
同様にこの 8 年間に於いて日銀の低金利政策が転換することは確実にされることとなります。ところが、4 次総に基づく財政の中期見通しは 2023 年度をベースに 2030 年までの財政収支を国の経済見通し等を元に一定の条件により「機械的に」試算しました、とあります。そこで 3 点、伺います。

1、「国際感覚と大局観」の観点に立てば、「機械的」試算にならないのではないのか、伺います。

< 財政局長答弁 >

財政見通しは、より中長期的な視点から市政運営を見通すため、現状の計画で市政運営を進めたときの財政状況を試算し、示したものです。

その期間は 8 年間としており、経済動向等の大きなトレンドについては、国が試算する経済成長率や金利の推移を参考に試算しているが、試算にあたっては、可能な限り本市独自の取組や社会経済情勢の影響等を加味している。

例えば、市税については、行革に掲げる徴収率や本市の人口減少の見込み等を反映。市債の利子についても、国債の金利上昇を参考に、本市の借入方式に置き換えて反映。物価高騰の影響についても、引き続き燃料費や光熱費等へ一定の影響があるものとして、盛り込んでいる。

2、気候変動による災害の可能性や金融政策の転換等を分析し見通しに取り入れたのか。

< 財政局長答弁 >

いつどのような規模で災害が起こるのか、いつどのように金融政策が転換されるのかは予測できないため、現時点でこれらの影響を見込んでいないが、今後、金利変動など、本市への影響が見込むことができるものは、毎年度の見直しに合わせ、反映していく。

突発的な災害等への対応については、これまでのコロナ禍や台風 15 号での対応と同様に、財政調整基金を活用し、市民の生命と暮らしを守ることを最優先に、必要な対策を講じていく。

3、2030 年の経常収支比率が 97.5%という危険なラインを示さざるを得ない財政事情となっていますが、決算ベースにおいて危険水域を脱するための方策をどのように想定しているのか。

< 財政局長答弁 >

令和 5 年度当初予算をベースとして作成した財政見通しでは、12 年度に計上収支比率が 97.5%まで上昇し、財政の硬直化が進むと見込んでいる。

このため、行財政改革やアセットマネジメントの取組を反映させ、予算ベースでの改善を図る。決算ベースでも、市税等の更なる収納率の向上など、確実な歳入の確保に取組むとともに、歳出においても、効果的・効率的な執行、合理化・簡素化による節減に取組むことで、収支改善を図っていく。

また、決算状況を踏まえ、市債の借入についても、将来負担を見据えて、交付税措置のない市債の発行をできる限り抑制することで、経常収支比率の改善が図られると考える。

《3回目》

お手元資料は、4次総前期の投資的経費と市債についてのものです。3年目の2025年投資的経費は570億とびぬけています。中身を見ると消防用ヘリ、消防情報システム、同法無線デジタル、最終処分場整備、災害に必要な事業が目立ちます。この前期3年間に地球総合ミュージアム73億4000万事業に市債49億5000万は、急がなければならない事業であるのか否か、市債事業比較においてよくわかります。

また、8年間に金融政策の転換は必至です。昨年6月議会において、池谷議員の質問、金利が1%上がった場合、2021年度の市債発行額522億円を前提にすると、単純な計算で5億円の公債費の増となるとの答弁がありました。アメリカの公定歩合は既に5%に近い状態です。

1、金利が3%上がった場合経常収支比率97.5%はどれだけ増加するのか。財政計画への影響や対策はどうなるのか。

＜財政局長答弁＞

単に金利のみが上昇し、GDPの上昇やそれに伴う市税等収入への好影響がなければ、後年度の利子負担の増加により、経常収支比率は悪化する。

財政見通しでは、臨時財政対策債を含む市債の新規発行額は、平均で年間約370億円と見込んでいるが、仮に、現在の財政見通しよりも1年間のみ金利が3%上がった場合は、翌年度以降の利子負担は、単純計算で、1年あたり約10億円増加し、経常収支比率は、約0.5ポイント上昇する。

GDPが上昇せず、長期金利のみが上昇する状態が続けば、義務的経費の増加につながり、財政の柔軟性が失われ、政策的事業の実施に影響を与えることになる。その場合は、さらなる事業の選択と集中による重点化等の取組が必要になると考えている率的な執行、合理化・簡素化による節減に取組むことで、収支改善を図っていく。

また、決算状況を踏まえ、市債の借入についても、将来負担を見据えて、交付税措置のない市債の発行をできる限り抑制することで、経常収支比率の改善が図られると考える。

財政の厳しさを財政局は当然に認識されており、ふるさと納税への積極的の取り組みとして2023年度は10億程度の増加が組み込まれています。しかし、ふるさと納税で静岡市の税収アップにつながるのか、大変疑問です。以前より片山善博元総務大臣はふるさと納税制度の矛盾を指摘し廃止すべきと主張しています。私もそう考えます。そこで、

2、3次総後期及び第4次総前期におけるふるさと納税の寄付収入額、事務経費、税控除額及び交付税措置を踏まえた収支はどうか。焼津市はプラスですが浜松市はマイナスです。

＜財政局長答弁＞

ふるさと納税は、寄附金収入に対して、約50%が返礼品の購入、配送経費、ポータルサイト使用料や広告宣伝等の事務経費となる。市民が他の自治体に寄付した場合は、本市の市税収入は、翌年度の住民税から税額控除され減収となるが、減収分の約75%は、その翌年度に普通交付税によって措置される。これらを踏まえて、ふるさと納税全体にかかる収支を算定すると、令和3年度実績は△3.5億円、4年度は公募による返礼品の拡充などにより、寄付者数・寄附金とも増加し、△1.9億円程度に収支改善する見込み。

また、財政見通しにおける4次総前期の見通しは、全国的な利用者の増加に加え、ポータルサイトの追加などによる新規寄附者の獲得など、更なる寄附金収入の増加策に取り組むことにより、5年度収支は△0.6億円、7年度にはほぼ収支均衡になると見込んでいる。

3. 大都市ほど減収になりやすいふるさと納税制度の問題点をどう解消していくのか。

< 財政局長答弁 >

制度の見直しについては、これまでも国において、過度な返礼品の送付による寄付の集中を是正するため、寄附金募集を適正に実施する地方団体の指定制度を創設し、返礼品等の割合を寄付金額の3割以下にするなどの、税制改正が行われてきた。

しかし、現行制度においても、寄附金の税額控除額が所得に比例して大きくなり、高所得者ほど大きな節税効果が生じることから、高所得者の多い都市部の市税収入の減少が大きい状況にある。

このため、指定都市市長会では、この問題点の解消について、寄附金の税額控除額に一定の上限額を設けるなどの税制改正を国に要望している。

今後も、制度改正の働きかけを継続するとともに、現行制度下においては、寄附金収入の増加に向けた取り組みを積極的に推進していく。